

◇ 社会福祉法人札幌厚生会一般事業主行動計画のお知らせ

次世代育成支援対策推進法(平成 15 年)に基づき、全ての職員がその能力を十分発揮しながら、仕事と生活の調和を図るために、下記のとおり事業主行動計画を策定致し、広報誌等への掲載と施設内掲示板に掲示し、関係者に周知を図ることと致しました。

社会福祉法人札幌厚生会 事業主行動計画

- 目的 1・職員の職場環境が仕事と育児或いは介護との両立が成立し、仕事と生活の調和が整うこと。
2・就労する職場が明るく、翌日への就労意欲が湧き、長い期間勤務したいと思える職場環境であること。

以上の目的を達成し、全ての職員がその能力を十分に発揮しながら、仕事と生活の調和を図るため次のように行動計画を策定する。

1・計画期間 平成 26 年 6 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日迄の 4 年 10 ヶ月

2・内 容

目標 1 :看護休暇を時間単位で取得できる制度を導入する。

<対策>

- 平成 27 年 3 月までに施設長及び実務者が制度の具体化を図り、職員全体に周知する。
- 平成 27 年 4 月から実施する。

目標 2 :子どもの長期休みを利用して親の勤務する職場見学等を実施する。

<対策>

- 平成 26 年 10 月~計画実施のための施設長及び実務者での検討会実施。
- 平成 26 年 12 月~実施内容の検討
- 平成 27 年 6 月~職員の事業に対する意識調査の実施と実施に向けての検討。
- 平成 27 年 10 月~段階的、試験的に実施し結果により改善点を検討。
- 平成 28 年 4 月~事業計画に基づき本格的実施と運用。

補足

上記の対策期間中における進捗状況と結果については、職員会議などにおいて適時周知していくものと致します。